

総務省の復興施策の  
取組状況の取りまとめ  
-公共インフラ以外の復興施策-

平成24年5月  
総務省

「緑の分権改革」による被災地の復興		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	①高齢化や人口減少等に対応した新しい地域づくり	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>地域資源の活用と域内循環により地域の自給力と創富力を高める「緑の分権改革」についてはこれまで、平成 21 年度以降行われている調査の結果を踏まえ、課題・対応策等について検討を深め、実証的で使いやすい改革モデルを取りまとめの上、地方公共団体に提示するとしているところ。</p> <p>また、平成 23 年度第 3 次補正予算事業においては、東日本大震災により被災した地方公共団体におけるモデル的な取組の実証調査を行うこととし、委託先予定事業の募集、選定をしたところ。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>平成 24 年度においては、「緑の分権改革」の取組の一層の推進と全国展開を図るため、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築、条件不利地域における課題解決に向けた実証調査等を総合的に実施する。</p>		
中・長期的(3 年程度)取組み		
<p>被災地の復興に向けては、23 年度第 3 次補正予算事業の調査の成果等を踏まえて取りまとめた復興のモデルを、被災地において展開していくことが必要である。</p> <p>こうした観点から、24 年度においては、アドバイザーの派遣やプラットフォームの構築等を総合的に実施する。また、地域が主体となって改革に取り組んでいただけるよう、23 年度から 25 年度までの 3 か年間、地方財政措置を講じることとしている。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>多くの被災地において、地域が主体となった緑の分権改革の取組が展開されることにより、自立的な地域の再生と被災地の復興につなげる。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・「緑の分権改革」の推進に要する経費 280 百万円  ・「緑の分権改革」による被災地の復興に要する経費  300 百万円【平成 23 年度3次補正予算繰越】</p>		
担当課室		
自治行政局地域力創造グループ地域政策課		

避難関係・無線の高度化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	②「減災」の考え方に基づくソフト・ハードの施策の総動員	作成年月
目	(ii) ※災害に強い情報連携システムについては5(3)⑨ (iii)にも再掲	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(ロ) 避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について</p> <p>①「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について（通知）」（平成 23 年 5 月 6 日消防災第 157 号）において、東日本大震災を踏まえ、地域防災計画に基づく防災体制の緊急点検を実施するよう通知。また、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援するために「地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会」を設置し、東日本大震災における地方公共団体の災害対応に係る課題等を調査し、地域防災計画の見直しを行うに際しての留意点等のとりまとめを行った（平成 23 年 12 月）。</p> <p>②住民に対し、避難勧告等を適切なタイミングで発令するため、関係省庁で定めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成 17 年 3 月）に基づき、市町村に対しては、具体的な発令基準を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行うよう要請。また、要援護者の避難支援対策として、関係省庁で定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」（平成 18 年 3 月改訂）に基づき、市町村に対しては、「全体計画」等を策定するよう、都道府県に対しては、市町村の策定支援を行う要請。</p> <p>③避難勧告等の発令基準等に係る点検等について（平成 23 年 10 月 4 日消防災第 319 号）により、市町村の避難勧告等の発令基準の策定状況や要援護者等の避難体制、避難場所、避難所の安全性などについて点検を要請。</p> <p>(チ) 無線の高度化について</p> <p>①消防救急無線のデジタル化の推進 消防救急デジタル無線の整備にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、技術アドバイザーの派</p>		

遣や整備マニュアルの策定等を行った。

②防災行政無線の整備促進

防災行政無線の整備促進にあたり、財政面について、地方債等による財政措置を講ずるとともに、技術面についても、整備案内（パンフレット）の策定等を行った。

③東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成 23 年度第一次補正予算において補助金（国庫 2 / 3）とし交付した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ 30 団体、33 億 78 百万円

設備 のべ 26 団体、60 億 72 百万円

○防災行政無線施設 のべ 50 団体 68 億 88 百万円

設備 のべ 56 団体 36 億 53 百万円

④今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の整備に必要な経費を補助し、通信基盤を整備・高度化することにより、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成 24 年 3 月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ 177 団体 34.6 億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ 116 団体 89.2 億円

○ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）への補助金

92 団体 1 億円

当面（今年度中）の取組み

（ロ）避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①避難勧告等の発令基準等の策定状況のフォローアップ

平成 24 年 4 月 1 日時点の災害時要援護者の避難支援プランの策定状況及び平成 24 年 11 月 1 日時点の避難勧告等の発令基準の策定状況のフォローアップを行う。

②津波避難対策推進マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難対策推進マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。

また、平成24年度に全国瞬時警報システム（J-ALERT）のバックアップ体制の整備を行う。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

中・長期的(3年程度)取組み

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

①津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発等

引き続き、全国の津波対策の推進を図るため、津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発やフォローアップを行う。

(チ)無線の高度化について

①消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

②消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県への無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。

③災害に強い情報連携システム

災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。

期待される効果・達成すべき目標

(ロ)避難計画の策定、避難訓練の実施等の警戒避難体制について

○全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り、災害時における人的被害の極小化を目指す。



復興支援員の配置・自治体職員の派遣		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地のコミュニティ再構築を図るため、被災地に居住しながら、被災者の見守りやケア、地域おこし活動の支援等の「復興に伴う地域協力活動」に一定期間(概ね1年以上最長5年)従事する「復興支援員」制度を創設し、特別交付税により支援しているところ。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>総務省においては、被災市町村に対する支援の観点から、全国市長会・全国町村会の協力を得て、全国の市町村から被災市町村に対する人的支援の体制を構築し、人的支援をおこなっている。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体に、「復興支援員」制度について、より一層の周知を図り活用を促すことで、引き続き被災地域のコミュニティ再構築を図る。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>土木職等の専門的な職種の職員を中心とした中長期的な職員派遣の支援を行っていく。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地域の地方公共団体が、「復興支援員」を配置するに当たり、既に配置している団体のケーススタディ等を活用し、募集・研修・マネジメントの点でも、支援を行う。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p> <p>引き続き、可能な限り被災市町村のニーズに合う形で、必要な人的支援を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(復興支援員の配置について)</p> <p>被災地に居住しながら、住民の見守りやケア、集落での地域おこし活動に取り組む人材を被災地域内外から募集し、コミュニティ再構築に向けた人材面での支援を行うことにより、地域に根差したコミュニティ主体の復興の促進が図られる。</p> <p>(自治体職員の派遣について)</p>		

被災自治体において必要な職員の派遣について支援することにより、被災地の復旧・復興に向けた事業の円滑な実施を図る。

平成24年度予算における予算措置状況

担当課室

(復興支援員の配置について)

自治行政局地域力創造グループ人材力活性化・連携交流室

(自治体職員の派遣について)

自治行政局公務員課

市町村庁舎機能の復旧の円滑な推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(1)災害に強い地域づくり	
項	⑤ 市町村の計画策定に対する人的支援、復興事業の担い手等	作成年月
目	(v)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>東日本大震災では、市町村の本庁舎そのものが津波により流出したり、原子力災害に伴い本庁舎から退避をしなければならない事態が生じており、市町村役場の機能の回復が喫緊の課題となっていることから、被災住民の支援の総合的な対策組織となるため機能の応急復旧の必要性が最も高い市町村の本庁舎の応急復旧や仮庁舎の整備にかかる経費について、平成 23 年度第1次補正において、国庫補助制度を創設。さらに、第3次補正予算においても追加して予算措置。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
市町村行政機能応急復旧補助金が適切に執行されるよう助言を行っていく。		
中・長期的(3年程度)取組み		
市町村の復興の段階では、新しいまちづくりと併せ、市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎の機能の本格的な復旧の円滑な推進を図る。		
期待される効果・達成すべき目標		
市町村の復興の司令塔となる市町村庁舎機能の回復が期待される。		
平成24年度予算における予算措置状況		
担当課室		
自治行政局市町村体制整備課		

情報通信技術を活用した医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(2)	
項	①地域の支え合い	作成年月
目	(iii) ※(3)①(iv)(ハ)にも再掲	平成24年4月
これまでの取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化の観点から、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間が情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性ある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成23年度は3地域にて実証、広域共同利用型のEHRにかかる標準的な技術仕様・運用方策の取りまとめを実施。</p> <p>※EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報 (診療情報・健診情報等) を電子的に管理・活用できる仕組み。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、医療機関間で情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性のある医療サービスを実現する広域共同利用型のEHRに求められる技術仕様を策定し、被災地におけるEHRの構築を促進する。</p> <p>あわせて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築を支援し、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、被災地における、医療の再生と医療機関の復旧にあわせて、EHRの構築に対する支援を行い、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
(情報通信技術の活用を含めた環境整備について)		
<p>・被災地域情報化推進事業(東北メディカル・メガバンク)</p> <p style="text-align: right;">3,311百万円の内数【23年度3次補正予算繰越】</p> <p style="text-align: right;">4,510百万円の内数【復興特会】</p>		

・健康情報活用基盤構築事業 598 百万円【23 年度3次補正予算繰越】

担当課室

情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室

災害に強い情報通信ネットワークや医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	① 企業、産業・技術等	作成年月
目	(iv) ※(ロ)については⑨(iii)に再掲 (ハ)については(2)①(iii)の再掲	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(ロ) 災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について</p> <p>東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年 4 月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発等の課題を整理。</p> <p>(ハ) 医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について</p> <p>情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化の観点から、個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、関係機関間で情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性ある医療サービスを実現する広域共同利用型の医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成 23 年度は 3 地域にて実証、広域共同利用型の EHR にかかる標準的な技術仕様・運用方策の取りまとめを実施。</p> <p>※ EHR (Electronic Health Record) : 医療・健康情報 (診療情報・健診情報等) を電子的に管理・活用できる仕組み。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(ロ) 災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について</p> <p>当面の課題として比較的短期間で技術開発が見込まれる「通信処理能力の配分を柔軟化し、災害時に安否確認等に重要となる音声通信等に自らの通信処理能力を集中的に投入する技術」と「災害時に損壊状況を即座に把握し、生き残った通信経路を自律的に組み合わせて通信を確保する技術」について研究開発を実施するとともに、東北地方にテストベッド等の研究開発拠点を整備する。また、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術」等について研究開発を実施する。</p> <p>(ハ) 医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について</p> <p>個人が自らの医療・健康情報を電子的に管理し、医療機関間で情報を安全かつ円滑に流通・連携することで継続性のある医療サービスを実現する広域共同利用型の EHR に求められる技術仕様を策定し、被災地における EHR の構築を促進する。</p> <p>あわせて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための EHR の</p>		

構築を支援し、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について  
中期的な課題として、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術」等を確立する。

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

「医療イノベーション5か年戦略」に基づき、被災地域における、医療の再生と医療機関の復旧にあわせて、EHRの構築に対する支援を行い、東北メディカル・メガバンク計画(東北地域医療情報連携基盤構築事業)を推進する。

#### 期待される効果・達成すべき目標

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

災害時の通信の輻輳を軽減する技術(つながるネットワーク)、通信・放送インフラが地震・余震・津波等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術(壊れないネットワーク)等の研究開発を行うことで、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。

また、上記の研究開発の実施にあたっては、東北地方に整備予定のテストベッド等の研究開発拠点と連携することにより、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、産学官が連携した新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信する。

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

被災地における継続的かつ一体的な医療サービスの提供、医師不足への対応、災害に強い医療情報システムを実現する。

#### 平成24年度予算における予算措置状況

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

・情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

15,900 百万円【23年度3次補正予算繰越】

・災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発 2,000 百万円【復興特会】

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

・被災地域情報化推進事業(東北メディカル・メガバンク)

3,311 百万円の内数【23年度3次補正予算繰越】

4,510 百万円の内数【復興特会】

・健康情報活用基盤構築事業 598 百万円【23年度3次補正予算繰越】

#### 担当課室

(ロ)災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について

情報通信国際戦略局技術政策課

(ハ)医療情報連携基盤(EHR)の構築の推進について

情報流通行政局情報流通振興課情報流通高度化推進室

情報通信技術の利活用、情報通信基盤の復興、災害に強い情報通信ネットワークの構築等の推進

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨ 交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iii) ※災害に強い情報通信ネットワークの構築については、一部(3)① (iv)の再掲	平成 24 年 4 月

これまでの取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 行政情報のバックアップや業務継続性の確保等の観点から、複数の地方公共団体による情報システムの集約と共同利用に向けた具体的な取組として、自治体クラウドの活用を推進してきたところ。  
23 年度は、東日本大震災における住民データの流失事例等を踏まえ、第 3 次補正予算により、被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。
- 省電力化を図りつつ、高信頼・高品質なクラウドサービスの提供を可能とするグリーンクラウド基盤の構築に向けた研究開発を実施。平成 23 年度は、要素技術の開発を行うとともに小規模の検証環境を構築。また、セキュリティ上の課題を残したまま発展しつつあるクラウド環境を安心・安全なものとするための新たな情報セキュリティ対策技術の研究開発を実施。
- 建設作業員の入退場記録や安全講習の履歴、保有資格などを IC カードで管理する就労履歴管理システムを宮城県石巻市の応急仮設住宅の建設現場で先行的に導入。
- ネットワークを通じた情報収集や状況分析を行うことにより、きめ細やかな動作ができるロボットの実用化に向けた研究開発を実施。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 通信ネットワークが被災した地域における通信手段を確保するため、衛星携帯電話 300 台、陸上移動通信分野で広く利用されている業務用無線である MCA※100 台及び簡易無線 1300 台を調達し、既存保有分(MCA180 台及び簡易無線 200 台)と共に被災自治体等に貸与するとともに、小型固定無線システム 100 対向及び可搬型衛星通信システム約 180 台を平成 23 年度末までに配備。  
※MCA(Multi-Channel-Access)
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施。平成 23 年度は、19 市町村において、22 事業を実施。
- 東日本大震災による被害を受けた岩手県、宮城県、福島県では、地上アナログ放送の終了が平成 24 年 3 月 31 日までとなったことから、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただけるよう、デジサポ等による受信相談、共聴施設への技術支援等

を強化し、予定どおり平成 24 年 3 月 31 日にデジタル放送へ移行。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生により長時間にわたって電源が途絶した場合における通信手段等を確保するため、総合通信局に移動電源車(小型移動電源車 7 台及び中型移動電源車 3 台)を配備。現在、東北総合通信局から南三陸町へ小型移動電源車1台を貸出し中。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援。
- 東日本大震災の発生により、広範囲にわたり、輻輳や通信途絶等の状態が生じたことを受け、平成 23 年 4 月より、有識者や電気通信事業者等を構成員とする「大規模災害等緊急事態における通信確保の在り方に関する検討会」を開催し、同年 12 月に最終取りまとめを行い、通信ネットワークの耐災害性の強化に必要な研究開発の課題等を整理。

#### 当面(今年度中)の取組み

(情報通信技術の利活用促進について)

- 被災地の市町村が自治体クラウドを導入する事業に対し、その整備費用の一部を支援。また、自治体の取組の障害となる事柄について調査研究等を実施することにより、自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時における業務継続性等の確保に有用なクラウド技術について、地方公共団体や住民が安心して利用できるよう、セキュリティを高める技術及びその安全性を利用者が把握可能とする技術の研究開発を推進する。また、広域災害発生時において、被災地のクラウドから遠隔地の安全なクラウドに重要データを迅速に退避させ、業務処理を継続する高信頼かつ大幅な省電力なクラウド間連携基盤構築に向けた研究開発を推進する。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や、就労履歴の正確な捕捉・管理に資するため、就労履歴管理システムの導入を行う被災自治体を支援する。
- 情報通信ネットワークを通じて複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行うことにより様々なタイプのロボットを協調・連携させ、災害対応時にも一体的に運用可能となる技術等の研究開発を推進する。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等を貸与する。また、総務省や携帯電話事業者が備蓄する衛星携帯電話を被災地等に迅速に搬送・貸与できるように、関係機関と連携を強化するなど、対策を進める。
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧のための補助事業を実施する。また、被災地域のうち、津波による浸水により建造物の多くが全壊(流出)した区域(流出地域)において、復興計画に基づいて、光ファイバ網等の整備を行う被災自治体に対し、その整備費用を支援する。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 突発的な災害に対し、迅速に移動電源車を貸与できるよう各総合通信局間の連携、性能維持に係る日頃の管理が徹底できる体制を整える。
- 多様な関係機関が保有する災害関連情報を自治体において一元的に管理し、テレビ・携帯電話など多様なメディアで住民に迅速かつ確実に情報を伝達する、ICTを活用した災害に強い情報連携システムの構築を支援する。
- 「通信処理能力の配分を柔軟化し、災害時に安否確認等に重要となる音声通信等に自らの通信処理能力を集中的に投入する技術」と「災害時に損壊状況を即座に把握し、生き残った通信経路を自律的に組み合わせることで通信を確保する技術」について研究開発を実施するとともに、東北地方にテストベッド等の研究開発拠点を整備する。また、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術」等について研究開発を実施する。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

##### (情報通信技術の利活用促進について)

- 自治体クラウドの活用を引き続き推進。
- 災害時においても業務処理を継続する高信頼かつ省電力なクラウドサービスについて、民間企業における技術開発等を推進し、研究開発成果の実用化に向け働きかけを行う。
- 就労履歴管理システムについて、被災自治体における導入実績や効果を踏まえ、被災地以外にも導入に向けた働きかけを行う。
- 研究開発の成果である、情報通信ネットワークを通じて複数のロボットの同時管理・遠隔制御を行う技術等を活用した災害対応ロボットが、円滑に社会展開するよう、必要なフォローアップを行う。

##### (情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 衛星携帯電話、小型固定無線システム等について、無償貸与を希望する自治体に対し、引き続き貸与する予定。
- 被災地方公共団体が実施する情報通信基盤の復旧に対する支援を行う。

##### (災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 移動電源車について、地方公共団体及び民間事業者に対する十分な周知活動や貸出し訓練の実施など、災害時において迅速な貸出しができるように取組を進める。
- 災害に強い情報連携システムについて、被災自治体における導入実績を踏まえ、全国への展開を働きかける。
- 災害に強い情報通信ネットワークの構築に係る研究開発について、中期的な課題として、「災害時に有効な衛星通信ネットワーク技術」、「大規模災害時に被災地の通信能力を緊急増強する技術」等を確立する。

#### 期待される効果・達成すべき目標

##### (情報通信技術の利活用促進について)

- 災害に強く復興に有効なクラウドサービスの地方公共団体等における導入・活用が促進される。
- 被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保、作業員と作業内容のマッチング、退

職金や労災(アスベスト被害、放射線被曝等)等、就労者の労働環境の改善を通じ被災地の迅速な復旧、復興を図る。

- 平成24年度までに、本研究開発の成果を活用した災害対応ロボットが、災害現場等において活用されることを目指す。

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

- 被災地において情報通信手段が確保されることにより、被災自治体における行政機能の維持や住民の情報入手・提供手段の確保を可能とする。
- 情報通信基盤の早期復旧や整備を図り、住みやすい環境を整備することにより、防災をはじめとするブロードバンドを活用した様々な公的アプリケーション等が提供できるようになり、避難住民の早期帰住、生活復帰につながる。
- 相談体制の強化、共聴施設等への技術支援等を強化することにより、この地域の方々が円滑にデジタル化対応していただき、地上アナログ放送を円滑に終了し、地上デジタル放送への完全移行ができることとなる。

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

- 災害の発生のため広範囲にわたって、長時間停電した場合における通信手段等の安定的な提供が可能となる災害対策用移動電源車を貸し出すことにより、地方公共団体等の自主的な応急復旧の補完・支援が可能となる。
- 地方公共団体における、携帯メール、テレビ、エリアワンセグ等の多様なメディアを重層的に活用した、住民への情報伝達手段の多様化・高度化を実現するための仕組みについての仕様書を作成し、こうした仕組みの効率的・効果的な全国展開を図る。
- 災害時の通信の輻輳を軽減する技術(つながるネットワーク)、通信・放送インフラが地震・余震・津波等で損壊した場合でも直ちに自律的にネットワークを構成し通信を確保する技術(壊れないネットワーク)等の研究開発を行うことで、災害時の情報伝達の基盤となる情報通信ネットワークの耐災害性の強化を実現する。また、上記の研究開発の実施にあたっては、東北地方に整備予定のテストベッド等の研究開発拠点と連携することにより、これらと被災地域の大学等の知見や産業集積面での強みを最大限に活用し、産学官が連携した新たな研究開発イノベーション拠点の形成を実現し、当該拠点から研究開発成果等を国内外に積極的に情報発信する。

#### 平成24年度予算における予算措置状況

(情報通信技術の利活用促進について)

- ・広域災害対応型クラウド基盤構築に向けた研究開発  
1,999 百万円【23 年度 3 次補正予算繰越】
- ・災害に備えたクラウド移行促進セキュリティ技術の研究開発  
498 百万円【23 年度3次補正予算繰越】
- ・被災地域情報化推進事業(被災地就労履歴管理システムの構築)  
3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】
- ・災害対応に資するネットワーク・ロボット技術の研究開発  
987 百万円【23 年度 3 次補正予算繰越】
- ・被災地域情報化推進事業(自治体クラウド導入事業)

3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

・自治体クラウドの推進に向けた調査研究等 20 百万円

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

・情報通信基盤災害復旧事業費補助金

43 百万円【23 年度1次補正予算繰越】

1,053 百万円【23 年度3次補正予算繰越】

914 百万円【復興特会】

・被災地域情報化推進事業(被災地域ブロードバンド基盤整備)

3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

4,510 百万円の内数【復興特会】

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

・被災地域情報化推進事業(災害に強い情報連携システムの構築)

3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

4,510 百万円の内数【復興特会】

・情報通信ネットワークの耐災害性強化のための研究開発

15,900 百万円【平成23年度補正予算繰越】

・災害時の情報伝達基盤技術に関する研究開発 2,000 百万円【復興特会】

#### 担当課室

(情報通信技術の利活用促進について)

自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室(自治体クラウド)

情報通信国際戦略局研究推進室、情報流通行政局情報セキュリティ対策室、総合通信基盤局データ通信課、電気通信技術システム課(広域災害対応型情報通信技術の研究開発・実証)

情報流通行政局情報流通振興課(被災地就労履歴管理システム拡大)

(情報通信基盤の復旧、復興等の環境整備について)

総合通信基盤局電波部基幹通信課重要無線室(無線機の貸与)

総合通信基盤局電波部基幹通信課・総合通信基盤局電波部衛星移動通信課(被災地域における重要通信の確保)情報流通行政局地方情報化推進室(情報通信基盤の復旧)

総合通信基盤局電気通信事業部事業政策課(被災地域ブロードバンド基盤整備支援)

情報流通行政局地上放送課(地上放送のデジタル化)

(災害に強い情報通信ネットワークの構築について)

総合通信基盤局電気通信事業部電気通信技術システム課(移動電源車の配備)

情報流通行政局情報流通振興課(災害に強い情報連携システムの構築)

情報通信国際戦略局技術政策課(耐災害性強化のための研究開発)

被災地域の地方公共団体と住民が円滑にコミュニケーションできる環境の確保や内外への正確な情報発信の強化

「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑨交通・物流、情報通信	作成年月
目	(iv) ※海外への情報発信強化については5(4)③(i)にも再掲	平成 24 年4月

これまでの取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

- 財団法人地方自治情報センターが管理してきた「被災者支援システム」を、同センターが運営する「地方公共団体業務用プログラムライブラリ」に登録(平成 18 年)し、地方公共団体に無償で提供。  
23年度は、震災後、被災者支援システムの利用を促進するため、①本システムの改変を認める、②本システムをシステム事業者にも開放する、措置を実施。また、第 1 次補正予算で創設された「市町村行政機能応急復旧補助金」により、庁舎が津波で壊滅したり原子力災害により移転を余儀なくされている場合において、被災者支援システムを含む被災者の支援に必要な情報システムを整備する自治体に対して、その取組を支援。
- 平成 23 年度は、被災自治体からの要望等を踏まえ、被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保に係る取組を支援する補助金を創設。

(内外への正確な情報発信)

「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同製作番組を15本製作し、アジア諸国で放送を実施。

当面(今年度中)の取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

- 被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。
- 地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立及び避難地域での住民同士のコミュニケーションの円滑化のため、仮設住宅や全国各地に避難している住民に対して、地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を正確・迅速に提供するための情報通信環境を構築する自治体に対して、その取組を支援する。

(内外への正確な情報発信)

テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、復興の進捗状況等の海外への情報発信を強化する。具体的には、①被災地の復興をテーマとした番組を委託により製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送のネットワークやインターネットを活用して世界に配信するとともに、②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を共同製作することを推進するため、海外放送事業者と国内放送事業者等とのマッチングを支援する。

中・長期的(3年程度)取組み

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

被災者の支援のためのシステムについて、個々の団体の実情に応じたシステムの活用や、平時における導入準備が進むよう助言や周知に努める。

(内外への正確な情報発信)

上記①及び②の施策の成果の積極的な展開及び我が国コンテンツの海外発信に対する支援等を行う。

期待される効果・達成すべき目標

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

○被災者の支援のためのシステムを活用することで、災害発生時の被災者証明の発行や仮設住宅の管理等、地方公共団体における被災者に対する生活支援業務が円滑化。

○地元地域の行政情報、生活情報、復興の進捗状況等を、地域内の住民及び仮設住宅や遠隔地に避難している住民に対して正確かつ迅速に提供することで、地元地域と避難住民との間の円滑なコミュニケーションの確立や地元地域の活性化に寄与するとともに、住民の地域外へのさらなる避難を抑制する。

(内外への正確な情報発信)

また、海外への情報発信を強化することにより、日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。

平成24年度予算における予算措置状況

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

・被災地域情報化推進事業(ICT 地域のきずな再生・強化)

3,311 百万円の内数【23 年度3次補正予算繰越】

4,510 百万円の内数【復興特会】

(内外への正確な情報発信)

・海外への情報発信強化 809 百万円【23 年度3次補正予算繰越】

担当課室

(被災地域の地方公共団体と住民とのコミュニケーション環境の確保、生活支援の円滑化について)

情報通信国際戦略局情報通信政策課 ・ 自治行政局地域力創造グループ地域情報政策室

(内外への正確な情報発信)

情報流通行政局情報通信作品振興課

スマートグリッドによるエネルギー利用の効率化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(3) 地域経済活動の再生	
項	⑩再生可能エネルギーの利用促進とエネルギー効率の向上	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>ネットワークに接続された多数の機器から情報を収集し、宅内を中心とした機器を統合的に制御する「ネットワーク統合制御システム」に係る技術規格の標準化を推進する「ネットワーク統合制御システム標準化等推進事業」を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの実現を促進するため、地域レベルでエネルギー利用の効率化を実現するために必要なスマートグリッド関連の通信インタフェース標準の導入事業を被災地域で実施する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>上記の成果を踏まえ、スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジ実現のための通信インタフェース標準の国際標準化を働きかける。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>スマートグリッド実現のための通信インタフェース標準の導入を通じて、地域レベルでエネルギー利用の効率化を実現する。あわせて、通信インタフェース標準の国際標準化を図る。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>(スマート・コミュニティ、スマート・ビレッジの導入について)</p> <p>・被災地域情報化推進事業(スマートグリッド通信インタフェース導入事業) 3,311百万円の内数【23年度3次補正予算繰越】</p>		
担当課室		
情報通信国際戦略局通信規格課		

ICT を活用した CO2 排出量削減や省エネルギー対策の推進		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4) 大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	②再生可能エネルギーの導入促進及び省エネルギー対策の推進	作成年月
目	( i )、( ii )	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>平成22年度に、ICTの積極的な利活用により、地域における環境負荷軽減のためのICTシステム基盤を確立し、環境にやさしいまちづくりを支援する「環境負荷軽減型地域ICTシステム基盤確立事業」を実施した。</p> <p>平成23年度に、ICTによるCO2排出削減量計測手法を我が国主導で確立・国際標準化し、様々な分野でのICTを活用したCO2排出削減の取組を促進する「グリーンICT推進事業」を実施した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>ICTを活用したCO2排出量削減効果を検証し、ベストプラクティスモデルや環境影響評価手法を導出する「ICT分野における低炭素社会促進事業」を実施する。本事業では、我が国と諸外国の環境負荷軽減技術の現状及び開発状況を調査し、それぞれの特性の比較を行い、我が国が最も優位性を発揮できる領域や評価軸を見つけ出すとともに、ICTによるCO2削減のベストプラクティスモデル及び環境影響評価手法を確立し、その成果を国際標準化するとともに、地域等への具体的な導入効果の検討を行い、被災地を含む各地域への環境負荷軽減型普及ICTシステム促進に向け展開を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>引き続き、被災地を含む各地域への環境負荷軽減型ICTシステム普及促進に向けた成果の展開を行う。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>ICTによるCO2排出削減評価手法及びベストプラクティスモデルの国際標準化等を通じ、電力使用量削減等の実現に向けた取組を推進する。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>・ICT分野における低炭素社会促進事業 189百万円の内数</p>		
担当課室		
<p>情報流通行政局情報流通振興課</p>		

海外への情報発信の強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	③世界に開かれた復興	作成年月
目	(i)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>「国際共同製作による地域コンテンツの海外展開に関する調査研究」(平成23年度)において、各地域に組成された地域協議会を通じて、地方の放送局や番組製作会社等が、各地の物産・観光資源等を紹介するコンテンツを海外の放送局と共同製作し、それらのコンテンツを海外の放送局等を介して継続的に世界へ発信する機会を創出することにより、地域コンテンツの海外展開の取組を促進。平成23年度は、共同製作番組を15本製作し、アジア諸国で放送を実施。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>テレビ国際放送や国際共同製作等を通じて、海外への情報発信を強化し、東日本大震災後の海外における日本のイメージ回復を図り、風評被害等の拡大を防止する。</p> <p>①被災地の復興をテーマとした番組を委託により製作し、NHK子会社の外国人向け海外放送のネットワークやインターネットを活用して世界に配信する。</p> <p>②海外放送事業者と国内放送事業者が被災地の復興をテーマとした放送番組を共同製作することを推進するため、海外放送事業者と国内放送事業者等とのマッチングを支援する。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>上記施策の成果の積極的な展開及び我が国コンテンツの海外発信に対する支援等を通じて、日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止に貢献していく。</p>		
期待される効果・達成すべき目標		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>日本のイメージ回復及び風評被害等の拡大防止による経済活性化が期待される。</p>		
平成24年度予算における予算措置状況		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>・海外への情報発信強化 809 百万円【23 年度 3 次補正予算繰越】</p>		
担当課室		
<p>(コンテンツの海外への情報発信について)</p> <p>情報流通行政局情報通信作品振興課</p>		

緊急消防援助隊の充実強化		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(v) ※緊急消防援助隊については、(vi)、(vii)に再掲。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(緊急消防援助隊の充実強化について)		
①緊急消防援助隊登録隊数		
緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。		
②緊急消防援助隊設備整備費補助金		
基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)		
③緊急消防援助隊の装備(無償使用)		
緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。		
④消防力の確実な被災地への投入		
ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する技術的な課題の整理及び実現可能性の調査を行っている。		
(救急・救助活動の充実強化について)		
①「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会」において、災害時における救急業務のあり方について検討し、情報通信網が途絶した場合を想定した救急搬送体制の強化の必要性、メディカルコントロール体制のあり方等について検討結果を報告した。		
②災害時における救助能力の向上を図るため、「救助技術の高度化等検討会」において、救助体制、救助技術、救助資機材などの高度化等について検討している。平成23年度は、大規模な地震により、建物が倒壊/座屈した救助現場において、他の消防機関からの応援部隊を含めた多数の消防部隊や関係機関が連携した効果的な救助活動のための方策について検討し、「救助活動要領」を作成した。		

(情報伝達体制の整備について)

①東日本大震災により被害を受けた消防救急無線、防災行政無線については、被災地の実情に応じたアナログ方式による当面の復旧やデジタル方式による復旧も可能となるよう、平成23年度第一次補正予算において補助金(国庫2/3)として計上し交付した。

なお、平成24年3月末現在の交付決定状況は下のとおり。

○消防救急無線施設 のべ30団体、33億78百万円

設備 のべ26団体、60億72百万円

○防災行政無線施設 のべ50団体 68億88百万円

設備 のべ56団体 36億53百万円

②今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、通信基盤を整備・高度化し、市町村防災行政無線通信機の学校・病院等への整備、消防救急無線のデジタル化(緊急消防援助隊機能強化)、全国瞬時警報システム(J-ALERT)の整備に必要な経費を補助し、消防広域応援体制や情報伝達体制を強化した。

なお、平成24年3月現在の交付決定状況は下のとおり。

○ 双方向通話が可能な防災行政無線への補助金

のべ177団体 34.6億円

○ 消防救急無線のデジタル化への補助金

のべ116団体 89.2億円

○ 全国瞬時警報システム(J-ALERT)への補助金

92団体 約1億円

当面(今年度中)の取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる空輸実施条件を勘案した運用想定を作成並びに空輸車両及び資機材の選定に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(救急・救助活動の充実強化について)

①災害時における救急業務のあり方にかかる検討

「平成 23 年度救急業務のあり方に関する検討会報告書」を踏まえ、大規模災害時の通信体制を整備・強化し、病院選定に支障をきたさないよう、救急搬送体制の強化を行うなど、必要な取組を推進していく。

②救助技術の高度化等検討会

大規模災害時により多くの要救助者を救助するため、救助技術の高度化等に向けて引き続き検討を行っていく。

(情報伝達体制の整備について)

①消防防災通信基盤の整備

今後発生が懸念される大規模災害に対処するため、消防救急無線のデジタル化（緊急消防援助隊機能強化）等通信基盤の整備・高度化を進める。

また、平成 24 年度に全国瞬時警報システム（J-A L E R T）のバックアップ体制の整備を行う。

②住民への災害情報伝達手段の多様化

災害時の情報伝達手段として、市町村防災行政無線による音声での情報伝達に加え、文字情報等での情報伝達が有効であると考えられる。また、ソーラーエネルギーなども活用した非常電源の強化や、庁舎外からのリモコン起動、システムの耐災害性の向上も急務であることから、高度化された防災行政無線システムの実証実験や推奨仕様の策定を行う。

中・長期的(3 年程度)取組み

(緊急消防援助隊の充実強化について)

①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

③緊急消防援助隊活動拠点に係る検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(情報伝達体制の整備について)

① 消防防災通信基盤の整備

消防広域応援体制や消防救急無線のデジタル化等情報伝達体制の強化を引き続き推進する。

② 消防防災情報通信体制の高度化

全国の消防救急無線の確実かつ円滑なデジタル化を図るため、消防本部や都道府県に無線等に関する専門的な知見を有するアドバイザー派遣の強化、各消防本部が設計・整備を行う際に必要なノウハウ・手続き等をまとめた設計・整備マニュアルの拡充を行うとともに、試験用デジタル無線機の無償貸付等を行い、各消防本部におけるデジタル化の整備促進を引き続き図る。

期待される効果・達成すべき目標

(緊急消防援助隊の充実強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。

(情報伝達体制の整備について)

○地域の実情に合わせた効果的な災害情報伝達手法の検証を行う。

○学校・病院等において防災行政無線の通信機の整備を行う。

○消防救急無線デジタル化の期限である平成 28 年5月までに全消防本部でデジタル化を達成する。

○全国瞬時警報システム(J-ALERT)のバックアップ体制が整備される。

平成24年度予算における予算措置状況

・救助技術の高度化等検討会 15 百万円

・緊急消防援助隊の設備の充実強化 2,292 百万円

・緊急消防援助隊活動拠点に係る調査・検討 23 百万円

・緊急消防援助隊の機能強化 12,850 百万円【平成 23 年度1・3次補正予算繰越】

・緊急消防援助隊設備整備費補助金

(うち消防救急無線のデジタル化推進 2,000 百万円)

担当課室

(緊急消防援助隊の充実強化について)

消防庁広域応援室

(救急・救助活動の充実強化について)

消防庁救急企画室・消防庁参事官室

(情報伝達体制の整備について)

消防庁防災情報室・国民保護室

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vi) ※災害応急対策能力の強化については、(v)の再掲、また(vii)にも再掲。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(災害応急対策能力の強化について)		
①緊急消防援助隊登録隊数		
緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。		
②緊急消防援助隊設備整備費補助金		
基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫1/2)		
③緊急消防援助隊の装備(無償使用)		
緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。		
④消防力の確実な被災地への投入		
ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する技術的な課題の整理及び実現可能性の調査を行っている。		
(消防団員の安全対策の推進について)		
①警防活動時等における安全管理マニュアル(改訂版)の送付		
「警防活動時等における安全管理マニュアル」の改訂について地方公共団体に周知(平成 23 年3月 30 日消防消第 40 号、消防防第 129 号)し、改めて事故防止のための安全管理について徹底。		
②緊急点検通知の発出		
本年5月に「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検通知(平成 23 年5月6日消防災第 157 号)」により、避難指示等の呼びかけを行う者、水門の封鎖に当たる者等の防災事務に従事する者の安全確保について、各地方公共団体へ要請。		
③被災地への消防車両等の緊急支援		

被災地(岩手県・宮城県・福島県)では、活動に必要な消防車両等にも大きな被害が発生したことから、平成23年度第1次補正予算による設備の復旧が行われるまでの応急的措置として、(財)日本消防協会と連携し、全国の運用期間が経過した消防車両等を点検・整備し、被災地(岩手県・宮城県・福島県)に提供。

#### ④消防団員の安全対策の推進

全国の消防団員が災害現場において、より安全に活動できるよう装備の充実強化を図る。特に東日本大震災における津波被害の教訓を踏まえ、ライフジャケットなどの安全対策装備の整備に必要な経費を補助(国庫1/3)。

#### (消防職団員の惨事ストレス対策について)

東日本大震災発災後、消防本部等に対する要望調査等を経て、消防庁で結成する、精神科医や臨床心理士等の専門家で構成される「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣を決定し、5月から被災地を重点対象として合計16カ所、消防職員306名、消防団員466名のケアを実施。なお、被災地以外の緊急消防援助隊を派遣した消防本部には、派遣時期が不明確となることから、独自の対策をとる本部のため、専門家の紹介を行った。

また、今回の震災では、被災地の消防職団員も犠牲になっており早急なケアが必要であることから、被災三県(岩手県、宮城県、福島県)をはじめ、全国の消防職団員を対象とした「惨事ストレスに係るセミナー及び個別相談会」を開催した。

#### (震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

##### ①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

##### ②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会

地震の揺れや津波で被害を受けていた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成23年5月から開催、12月22日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発送した。

##### ③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会)

東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成23年6月から開催)し、平成24年3月、救急業務のあり方に関する検討

会報告書をとりまとめた。

④平成 23 年度救助技術の高度化等検討会

大規模災害時、建築物が倒壊／座屈した救助活動現場における救助隊の部隊運用及び他機関との連携などについて検討を行い、救助の標準的な活動内容と留意事項等を示した「救助活動要領」としてとりまとめた。

⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方

東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成 23 年 8 月から開催、平成 23 年 12 月 16 日に検討報告書を公表)。検討結果のうち、法令改正が必要な事項以外の事項については、平成 23 年 12 月 27 日付けで各地方公共団体へ通知を発出した。なお、法令改正が必要な事項については、政令等の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを実施した。

当面(今年度中)の取組み

(災害応急対策能力の強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる空輸実施条件を勘案した運用想定を作成並びに空輸車両及び資機材の選定に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(消防団員の安全対策の推進について)

①消防団活動のあり方等に関する検討会

平成 23 年 11 月に関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」を設置し、平成 24 年 3 月には津波災害時の消防団員の安全確保対策を中心とした中間報告書を取りまとめ、地方公共団体に周知したところ。引き続き、消防団の装備・教育訓練の充実、消防団の処遇改善・入団促進策及び地域住民の防災意識の向上等について検討を行う。

## ②災害対応指導者育成支援事業の実施

消防団員の安全確保及び消防団の災害対応能力の更なる向上を図るため、47都道府県において、安全管理や幅広い防災知識、図上訓練等の企画・運営能力を持った消防団員の育成を図る。

### (消防職団員の惨事ストレス対策について)

東日本大震災を受け、凄惨な災害現場での活動等に従事した消防職団員を対象に、惨事ストレスの緩和やPTSD(心的外傷後ストレス障害)等の発生予防、軽減等を目的として、惨事ストレスに係る相談会等を実施するとともに、要請のある消防本部等に対して、「緊急時メンタルサポートチーム」の派遣を引き続き行う。

また、東日本大震災における消防本部及び消防団の惨事ストレス対策の取組状況を把握し、今後発生が危惧される大規模災害等に備えるために必要とされる惨事ストレス対策のあり方や所要の体制確保等について検討を行うため「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会(仮称)」を開催する。

### (震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

#### ①緊急度判定(トリアージ)体系の構築

東日本大震災を踏まえ、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定(トリアージ)体系の構築・実証検証等を行い、地域救護力の向上を図る。

#### ②リチウムイオン電池に係る規制のあり方

パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに政令等の改正を実施する。

#### ③コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行う。また、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行う。

#### ④大規模災害発生時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知予定。

#### ⑤危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策のあり方

東日本大震災を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討を行う。

## 中・長期的(3年程度)取組み

(災害応急対策能力の強化について)

### ①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

### ②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

### ③緊急消防援助隊活動拠点に係る検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(消防団の充実強化について)

消防団は、社会環境の変化や就業構造の変化により団員の減少や高齢化が進んでいる。地域の防災力を向上させるため、その中核となる消防団員の確保及び消防団活動への理解促進を進め、消防団の充実強化を図る。

(自主防災組織の育成等について)

防災体制の強化については、消防機関などのほか、住民によるコミュニティにおける自主防災活動を促進し、地域ぐるみの防災体制を確立することが重要である。このため、自主防災組織、婦人(女性)防火クラブ、少年消防クラブなどの育成を推進する。

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

- 地元の要請を踏まえつつ、必要とする消防本部等に「緊急時メンタルサポートチーム」を派遣し、必要な助言等を行う。
- 各消防本部の惨事ストレス対策を充実するため、消防職員や消防学校の教職員を対象とした研修を実施する。
- 「大規模災害時に係る惨事ストレス対策研究会(仮称)」での検討結果を踏まえ、必要な惨事ストレス対策を推進する。

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動のあり方等消防防災技術

の調査研究を行う。
期待される効果・達成すべき目標
<p>(災害応急対策能力の強化について)</p> <p>今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助隊の機能を更に強化する。</p> <p>(消防団の充実強化について)</p> <p>消防団の充実強化を図ることにより、地域の総合的な防災力の向上を図る。</p> <p>(自主防災組織の育成等について)</p> <p>自主防災組織の育成推進を通して、全国各地において安心安全なまちづくりを促進し、地域の防災力を向上させ、大規模災害時の被害軽減に寄与する。</p> <p>(消防職団員の惨事ストレス対策について)</p> <p>消防職団員の惨事ストレスの緩和やPTSD等の発生予防、軽減等を図る効果が期待される。</p> <p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)</p> <p>消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをすることが期待される。</p>
平成24年度予算における予算措置状況
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模災害時における消防団活動のあり方等の検討 6百万円</li> <li>・災害対応指導者育成支援事業 38 百万円</li> <li>・惨事ストレス対策関連事業 14 百万円</li> <li>・緊急消防援助隊の設備の充実強化 2,292 百万円</li> <li>・緊急消防援助隊設備整備費補助金 4,897 百万円</li> <li>・緊急消防援助隊活動拠点に係る調査・検討 23 百万円</li> <li>・緊急消防援助隊の機能強化 12,850 百万円【平成 23 年度1・3次補正予算繰越】</li> </ul>
担当課室
<p>(災害応急対策能力の強化について)</p> <p>消防庁広域応援室</p> <p>(消防団の充実強化について)</p> <p>消防庁防災課</p> <p>(自主防災組織の育成等について)</p>

消防庁防災課

(消防職団員の惨事ストレス対策について)

消防庁消防・救急課

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)

消防庁防災課

消防庁危険物保安室

消防庁救急企画室

消防庁参事官室

消防庁消防・救急課

消防庁特殊災害室

消防庁消防研究センター

災害対応能力の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(vii) ※防災訓練については、(ix)に再掲、また(x)にも一部関連。 広域応援体制の維持・強化については、(v)、(vi)の再掲。	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(防災訓練について)		
①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。		
②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。		
③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。		
(広域応援体制の維持・強化について)		
①緊急消防援助隊登録隊数 緊急消防援助隊を構成する部隊の編制、装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定める基本計画において、平成 25 年度末までの登録目標を 4,500 隊規模に拡大し、強化を行っている。		
②緊急消防援助隊設備整備費補助金 基本計画に基づく施設の整備について、補助を行っている。(国庫 1 / 2)		
③緊急消防援助隊の装備 (無償使用) 緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとしている。		
④消防力の確実な被災地への投入 ヘリコプターによる消防車両等の空輸に関する技術的な課題の整理及び実現可能性の調査を行っている。		

(地域防災計画の充実について)

①地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検

東日本大震災を踏まえ、地方公共団体の防災体制等の早急な点検を促すため、消防庁長官名で各都道府県知事あてに、「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)を发出した。

②地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援した。(平成23年12月とりまとめ)

当面(今年度中)の取組み

(防災訓練について)

①関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について引き続き検討を行う予定。

②「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の地方公共団体に対する周知を引き続き行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。

(広域応援体制の維持・強化について)

①長期に及ぶ消防応援活動への対応強化

後方支援活動に必要な資機材及び各種の後方支援車両の整備を行っていくとともに、燃料等の備蓄や長期対応支援のための戦略的な活動拠点の機能を検討する。

②消防力の確実な被災地への投入

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、部隊の航空投入を行う場合の活動拠点の機能要件を調査研究するほか、ヘリコプターによる空輸実施条件を勘案した運用想定を作成並びに空輸車両及び資機材の選定に取り組む。また、情報収集・共有機能の強化のため、ヘリコプター等による情報収集、応援車両・ヘリコプターの動態管理、消防救急無線のデジタル化等による通信基盤の充実強化などに取り組むほか、都道府県単位での部隊が迅速に被災地に到達する仕組みづくりなどについて検討を促す。

(地域防災計画の充実について)

①津波避難対策推進マニュアルの改訂

東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難対策推進マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。

## 中・長期的(3年程度)取組み

(防災訓練について)

### ①防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強化

一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。

(広域応援体制の維持・強化について)

### ①緊急消防援助隊の設備の充実強化

今後の大規模災害への対応力の向上を目指し、緊急消防援助隊を基本計画に即して計画的に増強整備し、より効果的な活動体制を構築するため、消防用車両等設備の充実強化を図る。

### ②被災地への確実な消防力投入に向けた取組み

大規模な地震において被災地へのアクセス道路が寸断されるような事態も想定し、車両、資機材等の航空搬送にかかる技術面、運用面の課題などにつき、空路、海路をより機動的に用いた被災地への消防力投入の実現に向け検討を深める。

### ③緊急消防援助隊活動拠点に係る調査・検討

緊急消防援助隊の活動拠点のあり方について、部隊の運用も含めた検討を進める。

(地域防災計画における津波避難対策の充実・強化に係る一層の支援)

### ①津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発等

引き続き、全国の津波対策の推進を図るため、津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発やフォローアップを行う。

## 期待される効果・達成すべき目標

(防災訓練について)

全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。

(広域応援体制の維持・強化について)

今後発生が懸念される大規模地震への対応も念頭に、東日本大震災に際しての大規模かつ長期に及ぶ部隊展開の経験等を貴重な教訓として、緊急消防援助

隊の機能を更に強化する。

(地域防災計画の充実について)

地方公共団体における具体的かつ実践的な避難訓練をはじめとする津波避難対策の一層の充実・強化を図り、人的被害の極小化を目指す。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・大規模地震対策の推進に要する経費 25 百万円
- ・緊急消防援助隊設備の充実強化 2,292 百万円
- ・緊急消防援助隊活動拠点に係る調査・検討 23 百万円
- ・緊急消防援助隊の機能強化 12,850 百万円【平成 23 年度1・3次補正予算繰越】

担当課室

(防災訓練について)

消防庁防災課 ・ 消防庁広域応援室

(広域応援体制の維持・強化について)

消防庁応急対策室

(地域防災計画の充実について)

消防庁防災課

防災教育・訓練など防災意識の向上		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	(ix) ※一部(x)にも関連	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>①インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」により、一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の防災知識の向上に取り組んだ。</p> <p>②「地域防災計画等に基づく防災体制の緊急点検の実施について(通知)」(平成23年5月6日消防災第157号)において、正確な知識の普及をはじめ、住民の防災意識向上のための普及啓発の一層の推進を要請した。</p> <p>③地震及び風水害対策について、市区町村における実践的な防災訓練を行うための「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」を作成・配布するとともに、その普及に努めた。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>①消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」のコンテンツの更新を行う。</p> <p>②関係省庁も含めた「東日本大震災を踏まえた大規模災害時における消防団活動のあり方等に関する検討会」において、消防団による地域住民の防災意識向上のための啓発について引き続き検討を行う予定。</p> <p>③「図上型防災訓練の実施支援マニュアル」の周知を行い、実践的な防災訓練の普及・啓発を実施する。</p> <p>④津波避難対策推進マニュアルの改訂 東日本大震災における地方公共団体の対応状況、住民の津波に関する体験等の収集を行い、課題を抽出し、津波避難対策推進マニュアルの改訂等今後の津波避難対策の充実強化に向けた検討を行う。</p>		
中・長期的(3年程度)取組み		
<p>①津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発等 引き続き、全国の津波対策の推進を図るため、津波避難対策推進マニュアルの普及・啓発やフォローアップを行う。</p> <p>②防災・危機管理教育「e-カレッジ」のカリキュラム・コンテンツの見直し、充実・強</p>		

<p>化</p> <p>一般国民や地方公共団体の消防防災・危機管理担当職員、消防団員等の知識の向上に資するため、インターネットを活用した消防防災・危機管理教育用システムである「e-カレッジ」について、東日本大震災を教訓として、津波災害に関するコンテンツを中心に現在のコンテンツを見直すとともに、自主防災組織向けのカリキュラム・コンテンツを補強するなど、引き続き充実・強化を図る。</p>
<p>期待される効果・達成すべき目標</p>
<p>全国の市町村における「防災のための教育及び訓練」の一層の向上を図り人的被害の極小化を目指す。</p>
<p>平成24年度予算における予算措置状況</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・大規模地震対策の推進に要する経費 25 百万円</li> <li>・高度消防防災情報通信体制の整備に要する経費 19 百万円</li> </ul>
<p>担当課室</p>
<p>消防庁防災課 ・ 消防庁応急対策室</p>

消防機関等の活動にかかる記録の継承		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑤今後の災害への備え	作成年月
目	( x vii )	平成 24 年4月
これまでの取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。 ○写真等の情報の収集を行っている。 ○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。		
当面(今年度中)の取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめる。		
中・長期的(3年程度)取組み		
(消防機関等の活動についての情報収集について) 消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴庁な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。		
期待される効果・達成すべき目標		
(消防機関等の活動についての情報収集について) ○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。 ○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。 ○なお、東日本大震災に関する記録を残し、次世代へ継承していくことを目的としている。		
平成24年度予算における予算措置状況		
・消防機関等の活動記録の集積・調査分析 21 百万円【23 年度3次補正予算繰越】		
担当課室		
消防庁総務課		

震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(i)	平成 24 年 4 月
これまでの取組み		
<p>(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究について)</p> <p>①地域防災計画における地震・津波対策等の充実・強化に関する検討会 東日本大震災を踏まえた、地方公共団体の災害対応の検証を行い、地方公共団体が行う地域防災計画の見直し等を支援する。(平成 23 年 6 月から開催、12 月とりまとめ)</p> <p>②東日本大震災を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策のあり方に係る検討会 地震の揺れや津波で被害を受け手いた危険物施設等の実態調査を行い、実態調査の分析結果を踏まえて危険物施設等における地震・津波対策のあり方について検討を行った。(平成 23 年 12 月 22 日に検討報告書を公表)。検討結果を踏まえた危険物施設等の地震・津波対策について、地方公共団体へ通知を発出した。)</p> <p>③救急業務のあり方に関する検討会(災害時における救急業務のあり方に関する作業部会) 東日本大震災における救急業務の実態を踏まえ、今後の大規模災害時の救急業務のあり方について、課題やその対応策及び、必要な制度の見直しを検討(平成 23 年 6 月から開催)し、平成 24 年 3 月、救急業務のあり方に関する検討会報告書をとりとまとめた。</p> <p>④平成 23 年度救助技術の高度化等検討会 大規模災害時、建築物が倒壊/座屈した救助活動現場における救助隊の部隊運用及び他機関との連携などについて検討を行い、救助の標準的な活動内容と留意事項等を示した「救助活動要領」としてとりまとめた。</p> <p>⑤リチウムイオン電池に係る規制のあり方 東日本大震災に伴う原子力発電所事故に端を発する電力需給対策に対応するため、リチウムイオン電池の火災危険性等について実証実験等を行い、規制のあり方について検討を行った(平成 23 年 8 月から開催、平成 23 年 12 月 16 日に検討報告書を公表)。検討結果のうち、法令改正が必要な事項以外の事項については、平成 23 年 12 月 27 日付けで各地方公共団体へ通知</p>		

を発出した。なお、法令改正が必要な事項については、政令等の改正案をとりまとめ、パブリックコメントを実施した。

#### 当面(今年度中)の取組み

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

東日本大震災による被害等を踏まえ、以下の消防防災技術の調査研究を行う。

①緊急度判定（トリアージ）体系の構築

東日本大震災を踏まえ、大規模災害時等における社会全体の各段階で共有する緊急度判定（トリアージ）体系の構築・実証検証等を行い、地域救護力の向上を図る。

②リチウムイオン電池に係る規制のあり方

パブリックコメントの結果を踏まえ、速やかに政令等の改正を実施する。

③コンビナート施設被害の調査・解析

東日本大震災を踏まえ、緊急性の高い調査解析事業として、石油コンビナートの被害調査及び大規模火災に係る調査研究を行う。また、津波による水没地域による消防活動の対応方策について検討、検証を行う。

④大規模災害時における消防本部の効果的な初動活動のあり方

災害初期における対応策を中心に、大規模災害発生時における消防本部の効果的な活動のあり方や職員の安全対策を含め、消防本部が具体的に取るべき方策等について検討を実施。平成23年11月から平成24年3月の間に5回の検討会を開催、平成24年4月に報告書の送付等により、全国の消防本部に周知予定。

⑤危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策のあり方

東日本大震災を踏まえ、地震等の災害時における危険物の仮貯蔵・仮取扱い時の安全対策のあり方について検討を行う。

⑥石油コンビナート災害対策のあり方

大規模地震発生時の石油コンビナートにおける自衛防災組織の活動、従業員の避難のあり方等について検討等を行う。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

東日本大震災を踏まえ、危険物の取扱い、消防活動の在り方等消防防災技術の調査研究を行う。

#### 期待される効果・達成すべき目標

(震災・津波を踏まえた消防防災技術の調査研究)

消防防災技術の調査研究を行うことにより、今後の大規模災害等への備えをす

ることが期待される。

平成24年度予算における予算措置状況

- ・石油コンビナート災害等特殊災害対策の充実強化 15百万円の内数
- ・東日本大震災復旧・復興に係る震災を踏まえた調査解析及び情報収集対応  
223百万円の内数【平成23年度3次補正予算繰越】
- ・緊急度判定（トリアージ）体系の構築  
114百万円【平成23年度3次補正予算繰越】
- ・救助技術の高度化等検討会 15百万円
- ・新技術・新素材の活用等に対応した安全対策の確保  
（震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いの安全確保のあり方の検討）  
22百万円

担当課室

消防庁防災課  
消防庁危険物保安室  
消防庁特殊災害室  
消防庁救急企画室  
消防庁参事官室  
消防庁消防研究センター

災害の記録と伝承		
「東日本大震災からの復興の基本方針」における該当箇所		府省名
章	5 復興施策	総務省
節	(4)大震災の教訓を踏まえた国づくり	
項	⑥震災に関する学術調査、災害の記録と伝承	作成年月
目	(ii)	平成 24 年4月
これまでの取組み		
<p>(被災地域における公文書等の保存・保全について)</p> <p>国立国会図書館とともに、地方自治体宛てに震災関連の文書等の適切な保存・管理を要請するにあたり、保存の対象とする被害の範囲、文書等の種類、要請の時期等について検討しているところ。</p> <p>(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○分野別に被災消防本部等に対するアンケート、調査・検討を実施している。</li> <li>○写真等の情報の収集を行っている。</li> <li>○現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談を収集している。</li> </ul> <p>(情報発信について)</p> <p>これまで図書館、美術館、博物館、公文書館(MLA)の文書資産を対象としたデジタルアーカイブに関する調査研究を実施。平成 23 年度は、デジタルアーカイブ推進に向けた取組の方向性の検討を行うため、「知のデジタルアーカイブに関する研究会」を開催し、研究会提言「知のデジタルアーカイブ —社会の知識インフラの拡充に向けて—」及び「デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」をとりまとめ、公表した。</p>		
当面(今年度中)の取組み		
<p>(被災地域における公文書等の保全・保存について)</p> <p>地方自治体に対し、あらゆる機会を通じて、震災関連の文書等の適切な保存・管理を要請する。</p> <p>今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)</p> <p>東日本大震災における被害状況、緊急消防援助隊等の活動状況、地元消防本部・消防団・自主防災組織等の活動状況、現地で消防活動に従事した消防職団員の経験談の収集・整理を実施し、記録集としてまとめる。</p> <p>(情報発信について)</p> <p>上記調査研究の成果等を活かし、行政機関・民間ポータルサイト・報道機関・</p>		

NPO 等の持つ震災に関する記録・記憶(写真・動画・Web・学術的データ等)や被災により劣化したアナログ情報(紙・写真)に対象範囲を広げ、震災関連デジタルアーカイブの構築を効率的かつ有効に実施するため、国立国会図書館等と連携し、東日本大震災に関する記録をデジタルデータにより収集・保存・公開するための技術要件・ルールを確立するとともに、ネット上に分散して存在する東日本大震災に関するデジタルデータを一元的に検索・活用できる基盤ソフトウェアを開発する。実施にあたっての課題整理、方向性について検討するため、国立国会図書館、関係省庁等を構成員とするラウンドテーブルを設置する。

#### 中・長期的(3年程度)取組み

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

震災関連の文書等の適切な保存・管理の実現に向けて、国会図書館と地方自治体との連絡調整を行う。

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

消防本部における資料の収集等を踏まえ、貴重な教訓が次世代に継承されるよう、引き続き取り組む。

(情報発信について)

本事業の成果を国立国会図書館等による永続的な保存のためのポータルサイトへ反映・移転する。

#### 期待される効果・達成すべき目標

(被災地域における公文書等の保全・保存について)

地方自治体において文書等の適切な保存・管理を図ることにより、大震災の記録を残し、その教訓を次世代に伝承するとともに、今後の防災対策に資することができる。

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)

○東日本大震災に対する消防機関の対応につき、全体像を明らかにすることができ、全国の消防本部において今後の大規模災害時における対応の参考にすることができる。

○震災の教訓の継承につながり、今後の消防防災体制の構築に寄与する。

○なお、東日本大震災に関する記録を残し、次世代へ継承していくことを目的とする。

(情報発信について)

東日本大震災に関する記録を残し、次世代への継承を目指す。

平成24年度予算における予算措置状況

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)  
・消防機関等の活動記録の集積・調査分析 21 百万円【23 年度3次補正予算繰越】

(情報発信について)  
・「東日本大震災アーカイブ」基盤構築プロジェクト  
896 百万円【23 年度3次補正予算繰越】

担当課室

(被災地域における公文書等の保全・保存について)  
自治行政局地域力創造グループ地域政策課

(今回の震災における消防機関等の活動記録の収集・分析・検証について)  
消防庁総務課

(情報発信について)  
情報流通行政局情報流通振興課